

【火薬類, 石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

令和5年3月20日時点

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	三菱レイヨン株式会社大竹事業所 ポンネル繊維2工場	大竹市御幸町2345-1, 東栄三丁目44他10筆	危険物取扱所	—	耐震改修工事中	耐震改修	着工時期:H26年2月 完了予定時期:R5年3月	
2	三菱レイヨン株式会社大竹事業所 ポンネル繊維3工場	大竹市御幸町2345-1, 東栄三丁目44他10筆	危険物取扱所	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	Is=0.55 Is/Is0=1.01 CTU・SD=0.61	耐震改修済	—	主工場(1~2階鉄筋コンクリート造部分) Is0=0.54
				別表2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	Is=0.73 q=1.55			倉庫(1階鉄骨造部分)
				別表2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	Is=1.21 q=2.35			倉庫(1階鉄骨造部分18フレームY方向)
				別表2(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	Is=0.85 q=1.08			3階鉄骨造部分
3	三菱レイヨン株式会社大竹事業所 ポンネル繊維4工場	大竹市御幸町2345-1, 東栄三丁目44他10筆	危険物取扱所	—	耐震改修工事中	耐震改修	着工時期:H25年12月 完了予定時期:R7年3月	

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
4	三菱レイヨン株式会社大竹事業所 第3発電所	大竹市御幸町2345-1, 東栄三丁目44他10筆	危険物取扱所	別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} \geq 1.00 \geq 1$ )	耐震改修済	—	1~5期4階A~G-8~9鉄骨造部分
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.06 \geq 1$ )			1~5期3階A~G-8~9鉄骨造部分
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.05 \geq 1$ )			1~5期3階A~M-2~6鉄骨造部分
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.06 \geq 1$ )			1~5期2階A~M-1~2鉄骨造部分
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.02 \geq 1$ )			1~5期2階A~M-6~9鉄骨造部分
				別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	$I_s = 0.57$ $I_s/I_{so} = 1.05$ $CTU \cdot SD = 0.81$			1~5期1階鉄骨鉄筋コンクリート造部分 $I_{so} = 0.54$
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.12 \geq 1$ )			6期2~4階N, P, Q鉄骨造部分 X方向
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.00 \geq 1$ )			6期2~4階R, S鉄骨造部分 X方向
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.02 \geq 1$ )			6期2~3階1ゾーン鉄骨造部分 Y方向
				別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.08 \geq 1$ )			6期2~4階3ゾーン鉄骨造部分 Y方向
別表2(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ( $Q_u/Q_{un} = 1.31 \geq 1$ )	6期2~4階7ゾーン鉄骨造部分 Y方向						

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
				別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	Is=0.56 Is/Is0=1.03 CTU・SD=0.44			6期1階鉄骨鉄筋コンクリート造部分 Is0=0.54